

第六款

一、本會に解雇された社員は、本會に在籍中の間は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

二、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

三、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

第七款

一、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

二、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

三、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

第八款

一、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

二、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

三、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

四、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

第九款

一、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

二、本會に在籍中の社員は、本會の福利厚生に享受する権利を有するものとす。

財團法人協調會大阪支所

三、退職手當ノ件

解雇手當ノ半額ヲ支給スルコト

第七條

一、爭議中ノ日給全額ヲ支給スルコト

二、爭議費ヲ會社ヨリ負擔スルコト

三、本爭議ニ於テ絶對ニ犠牲者ヲ出サザルコト

昭和四年三月十五日

以上

職工一同

工場主殿